

(一般社団法人) 北海道自然保護協会 会長 佐藤謙様
十勝自然保護協会 共同代表 安藤御史様、佐藤与志松様、松田まゆみ様
富川北一丁目沙流川被害者の会 代表 中村正晴様
平取ダム建設問題協議会 代表 松井和男様
苫小牧の自然を守る会 代表 舘崎やよい様
イテキ・ウエンダム・シサムの会 代表 佐々木義治様
胆振日高高校退職教職員の会 代表 高橋守様
自然林再生ネットワーク 代表 前田菜穂子様

北海道開発行政の推進については、日頃から特段のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成26年4月2日付で北海道開発局長澤田宛、室蘭開発建設部長原宛に頂いた「ダム堤体建設工事用道路建設を含む平取ダム建設に関する質問その5」につきまして、別紙のとおり回答いたします。

今後とも、地域皆様の安全・安心を目指しております治水事業へのご理解・ご協力をお願い申し上げます。

平成26年 5月30日

北海道開発局 室蘭開発建設部 沙流川ダム建設事業所長

(別紙)

1. ハヤブサの環境保全措置

私たちによる前回までの質問：ハヤブサの環境保全措置に関する貴職の回答は、今まで具体性のない回答を繰り返しており、前回、改めて、以下の2点に関して質問しました。

(1)どのようにモニタリングを実施しているのか、ハヤブサの行動には変化があるののか、変化があれば環境保全措置を検討しているのかどうかなど、最新の詳細な情報を具体的に示してください。(2)専門家からモニタリング結果に基づいて指導や助言があったのか、もしあったとすればどのような内容なのかを示してください。

貴職の回答：「工事の実施による繁殖への影響の把握に必要な定点観察等によるモニタリングの結果、本種への繁殖への影響は認められていません。このことは、専門家に確認いただいております、引き続きモニタリングを続けるよう助言いただいております。」

改めての質問：しかし、私たちの質問に対して、貴職は、とくに(1)に述べた内容(どのようにモニタリングしているのか)について、最新の詳細な情報を具体的に示していません。この点について、改めての質問としますので、ご回答願います。

(回答)

ハヤブサの現地調査は、「平取ダム 環境保全への取り組み」(平成25年12月公表)

4-2 動物 表 4-2-2 現地調査の実施状況 (P4-2-5)

(http://www.mr.hkd.mlit.go.jp/mrken_works/chisui/sarugawa_sougoukaihatsu/biratri_dam/biratri_kankyo/iinkai/iinkai_09/pdf/torikumi/rep6.pdf)に示すように、定点観察、任意観察により行っています。定点観察は定点で目視及び撮影による観察、任意観察は移動しながら目視による観察を行っています。

2. エゾサンショウウオの環境保全措置

私たちによる前回までの質問：この質問に対する貴職の回答は、今までの質問・回答において、環境保全措置についての考え方を述べたにすぎず、具体的な保全措置を説明していません。前回、以下の3点について質問しました。(1)モニタリングによって湿地を確保することを決めたのかどうか。(2)湿地を確保することにした場合には、新たな湿地の候補地を検討したのかどうか。(3)モニタリング結果について専門家の指導や助言があったのかどうか、もし指導や助言があったとすれば、その内容を具体的に示してください。

貴職の回答：上記に対する貴職の回答は、「・・・生息環境を確保することとしております。・・・専門家の指導や助言をいただくこととしております。」でした。この回答は、エゾサンショウウオの環境保全措置に関して、実際の対策を述べるのではなく、今後の考え方を述べたにすぎず、具体的な内容に示していません。

改めての質問：したがって、貴職の回答は、「エゾサンショウウオに関して環境保全措置の対策を講じていない」と解釈できます。まずは、その解釈でよろしいか、明解に、ご回答願います。あるいは、エゾサンショウウオの環境保全措置として実行された具体的な内容があるならば、前回質問における具体的な内容について、明解にご回答ください。

(回答)

前回の回答は、継続的なモニタリングを実施しつつ、工事の実施に伴う直接改変により生息環境の一部が消失すると考えられることから、専門家の指導・助言をいただきながら、適切な時期に、環境保全措置として、貯水池周辺で幼生の生息環境となる水溜り等を活用することに加え、沢水等を利用して水溜り等を新たに整備し、生息環境を確保することとしていることを述べたものです。

3. 希少植物の環境保全措置

私たちによる前回の質問：私たちは、「(1)種ごとに、どのような生育適地にどのように移植したのか、播種したのか、あるいは、今後、種ごとにどのように移植するのか、播種するのか。また、(2)学識者の助言等は、どのようなものであったか。」について質問したところ、貴職の回答は、「表 4-3-8 に沿って移植を実施しております」と述べるにとどまり、実際に環境保全措置を行っているかどうか、理解できないものでした。そのため、前回は、以下の説明を加えて、6点の質問をしました。

前回の説明：以下に、樹林、岩場、草地（以上について、植生生態学的には本来、それぞれ森林、崖地群落、草原と表現すべきである）の3つの植物群落（生態系）の特徴についての私たちの考え方を示します。現在までにモニタリングをした植物種についてどの植物群落・生態系に属するもので、どのような視点を重視したのか、またこのことについて学識経験者の助言がどのような内容であったのか、具体的に示していただきたいと考えています。

樹林内に生育する種の措置について（表 4-3-8（1）：実施条件の中で「移出候補種の生育地環境調査をもとに樹林を確保する」とあるように、特に移出候補種数の多い樹林地内に生育する種はそれぞれ生育地特性が異なり、一様に樹林内に移植するだけでは保全が難しい。樹林地の環境は一様ではなく、林内と林縁、樹冠下ギャップ内、斜面の方位や上部と下部、尾根と沢の間でそれぞれ光や土壌などに関して物理環境が異なっており、それぞれの物理環境に適応した種が生育している。

ホザキシモツケは湿地林のギャップ種であり、ヤマネコノメソウ、ヤマシャクヤクとオオサクラソウは湿潤な林内に生育する。また、カタクリは光条件の良い南向き斜面に生育する。移植や播種の際、このような種ごとの生育地特性にどのように配慮し、種ごとの生育地をどのように確保するのか。

岩場に生育する種の措置について（表 4-3-8（2））：ソラチコザクラは、日当たりの良い崖地の岩肌をつねに水が滴るような湿潤環境が常に維持されなければ生育できない、被陰と乾燥に極めて弱い種である。また、同種は肥沃な土壌条件を嫌うことから崖地を選び、病害性の土壌微生物に対する耐性も低いのではないかと。このような種の生育適地をどのように確保するのか。

草原に生育する種の措置について（表 4-3-8（3））：候補種の移出予定先の草原は不安定な生態系であり、二次遷移の進行によって数年後にも樹林化する可能性がある。移出種を保全していくために必要な草原を維持する方法が計画に示されていない。どのように草原を維持するのか。』

前回の6点の質問：(1)現在までにモニタリングを行った種について示してください。(2)現在までに環境保全措置を行った種について示してください。(3)現在までにモニタリングや環境保全措置を行っていない種についてのモニタリングや環境保全措置をいつまでに行うのか、示してください。(4)移植や播種が成功したかどうかの判断基準を示してください。(5)移植は播種に失敗した事例があれば示してください。(6)モニタリングおよび環境保全

措置を行ったことについて学識経験者からの指導や助言があったのかどうか示してください。また指導や助言があった場合については、種ごとに示してください。

貴職による回答：(1)～(3)についての回答は、「平取ダム環境調査検討委員会第9回資料4-3植物表4-3-10(1)～(4)(P4-3-26～4-3-29)に示した対象種のうち、草本類として、フクジュソウ、カタクリ、オクエゾサイシン、ヤマネコノメソウ、エゾヒメアマナ、イトヒキスゲ、エゾハリスゲ、オオサクラソウ、エゾハナシノブの9種、木本類としてクロビイタヤ、エゾムラサキツツジの2種について移植の環境保全措置を実施しており、モニタリングを継続することとしています。その他の種についても、専門家から指導や助言を頂きながら、直接改変等の前に実施することとしており、時期は未定です。」でした。また、(4)～(6)に対する回答は、「今後、環境保全措置の進め方については、継続的なモニタリングを行い、専門家の意見を踏まえつつ対応していくこととしています。また、専門家からは、当第9回資料に沿った手法で実施されており適当であるとの指導、助言を受けています。」でした。

改めての質問：(1)～(3)に関して「合計11種の移植がなされた」という回答があります。しかし、前回、解説したように、植物生態学の観点から、種ごとの生態学的特性を考えると、種ごとに移植先の生育地環境を達する必要があるため、移植された11種それぞれに関して、移植先の環境など移植の具体的な内容について、具体的かつ明解に回答してください。補足説明をしますと、他地域における開発事業による希少植物の移植では、生育環境が異なる多数種を1カ所の特定環境に移植したため、種によって移植に失敗し、決して環境保全措置にならない事例が少なからず認められています。

また、(4)～(6)について、「専門家から移植の手法が適当であるとの指導、助言を得ている」旨の回答があります。しかし、専門家の指導、助言は、植物生態学の知見を踏まえて、私たちが解説したように種ごとに移植先の環境を達するように考えられているのか、単に移植した結果で終わるのではなく持続的に生育できたという、真の保全措置に結びつくのかなどについて、私たちの前回質問にあるように、専門家の指導・助言の内容を具体的に示してください。

(回答)

移植にあたっては、「平取ダム 環境保全への取り組み」 4-3植物表4-3-9植物の重要な種の予測結果(1/13～13/13)(P4-3-11～P4-3-23)、表4-3-10(1～4)「工事の実施」及び「土地又は工作物の存在及び供用」における環境保全措置の検討結果 (P4-3-25～P4-3-28)

(http://www.mr.hkd.mlit.go.jp/mrken_works/chisui/sarugawa_sougoukaihatsu/biratri_dam/biratri_kankyo/iinkai/iinkai_09/pdf/torikumi/rep7.pdf) に示しているように、各種の生息環境調査の結果等を基に生育適地を選定し移植することとしており、種ごとの生育環境については、4-3植物表4-3-9植物の重要な種の予測結果(1/13～13/13)(P4-3-11～P4-3-23)に示しているところです。

移植にあたっては専門家の指導・助言をいただきながら、このようにとりまとめた当資料に沿って移植を実施することとしており、専門家からは、これまで上記に示した当資料に沿った手法で実施されており適当であるとの指導、助言を受けています。

II. アイヌ文化保存問題と治水対策

この問題については、過去4回の質問を行ってきましたが、さらに質問を行いますので、よろしくお願いいたします。

説明

1) すでに述べてきました「パブリックコメントにおいて、多くのアイヌ民族の方々が、「チノミシリを水没させないでほしい、そのために平取ダム建設ではなく、河川改修による治水対策をしてほしい」と述べています。そこで、「アイヌの方々が、平取ダム建設はチノミシリを水没させると懸念している」ことについて、水没させるのか、水没させないのか、またアイヌの方がたの懸念は心配ないのかどうか、ご回答ください。」の質問について、「チノミシリの山裾を水没させるため、「記録による保全」その他の対応を検討している」との回答でした。

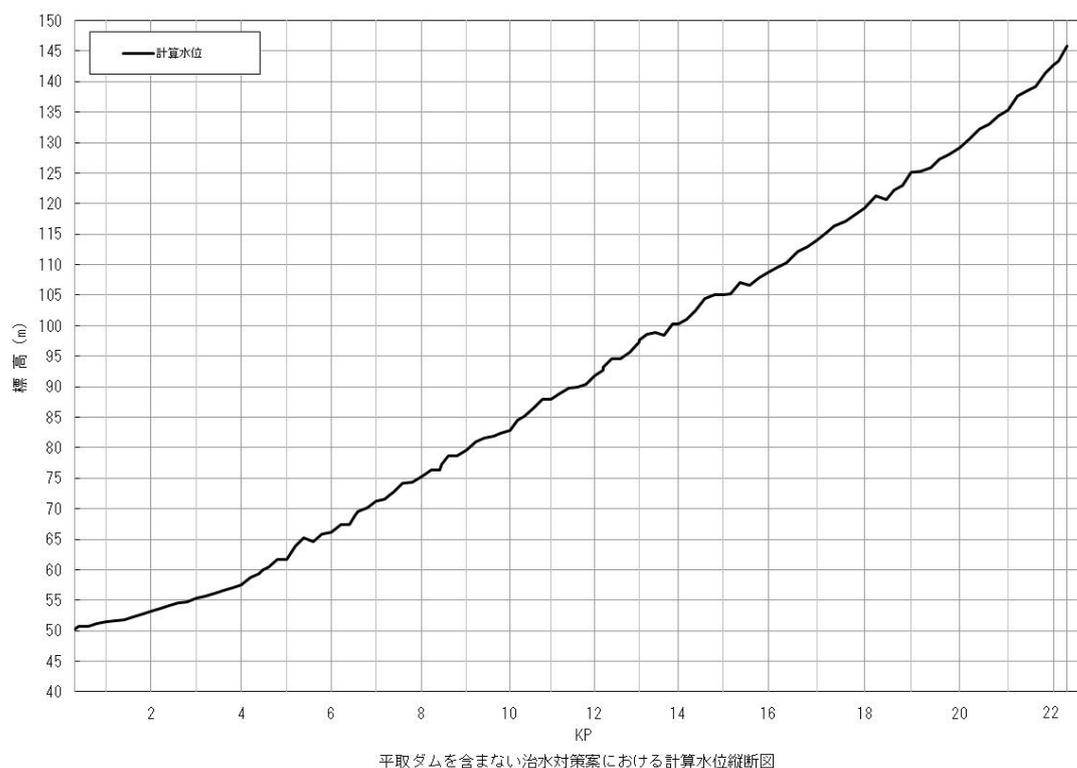
2) アイヌの方々の「チノミシリの水没をさけるために、平取ダム建設ではなく、河川改修による治水対策をしてほしい」との要望に基づき、「チノミシリの水没を避けるためにダム案ではない河道改修をなぜ採用しないのか」の質問については、「平取ダム建設は、河道の整備とあわせて計画高水位以下で流下させることを目標としています」という回答を前回出されて、今回は「二風谷上流の額平川（北海道管理区間）については、河川整備計画が策定されていないことから、検証における平取ダムを含まない治水対策案（河道掘削案、引堤案等）の立案にあたっては、平取ダムを含む案において計画高水位以下で流下できる洪水に対し、計画高水位以下で流下させるために必要な河道の掘削を行うこととしています」との回答でした。

そこで、改めて以下のことについてお答えいただくよう質問を行います。

- 1) 平取ダムを含む案において計画高水位以下で流下できる洪水が、平取ダムがない場合に流下した時の計算水位の縦断面図
- 2) 平成15年8月9～10日洪水における沙流川、額平川および貫気別川の氾濫箇所（破堤した堤防区間）と、各破堤地点の氾濫面積
- 3) 平成15年8月9～10日洪水の沙流川、額平川および貫気別川の痕跡水位調査結果
- 4) 平成15年8月9～10日における沙流川、額平川および貫気別川の各水位流量観測所の毎時の水位および流量の観測値
- 5) 沙流川、額平川および貫気別川の縦断面図（平成15年8月当時の縦断面図と最新の縦断面図）（計画高水位も記入したもの）
- 6) 「沙流川総合開発事業平取ダムの検証に係る検討報告書」で検討した治水対策案「河道掘削案」による沙流川および額平川の河道改修（河道掘削等）の内容（改修の対象区間と各区間の改修規模）

(回答)

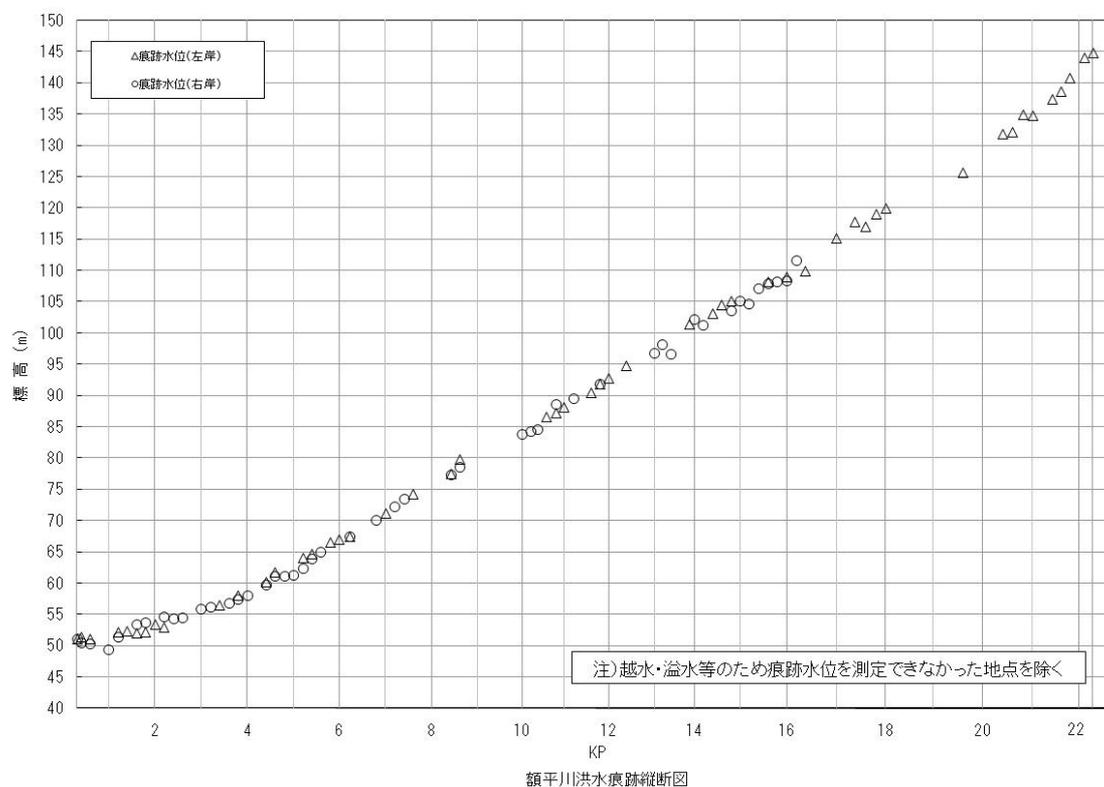
1) 平取ダムを含む案において計画高水位以下で流下できる洪水に対し、平取ダムを含まない場合の計算水位の縦断図を以下に示します。



2) 前回の再質問3で回答した内容に関する質問と理解しますが、前回回答したように額平川では越水、溢水が生じ、貫気別川では、越水、溢水、破堤が生じ、破堤は額平川合流点付近から1号橋上流付近の区間で生じています。

なお、貫気別川の地点毎の破堤氾濫面積を整理したものを確認することはできませんでした。

3) 前回の再質問3で回答した内容に関する質問と理解しますが、額平川の痕跡水位は以下のとおりです。また、貫気別川の痕跡水位は確認できませんでした。



4) 国土交通省水文水質データベース (<http://www1.river.go.jp/>) において、関係する観測所の観測値を公開していますので、そちらをご覧ください。

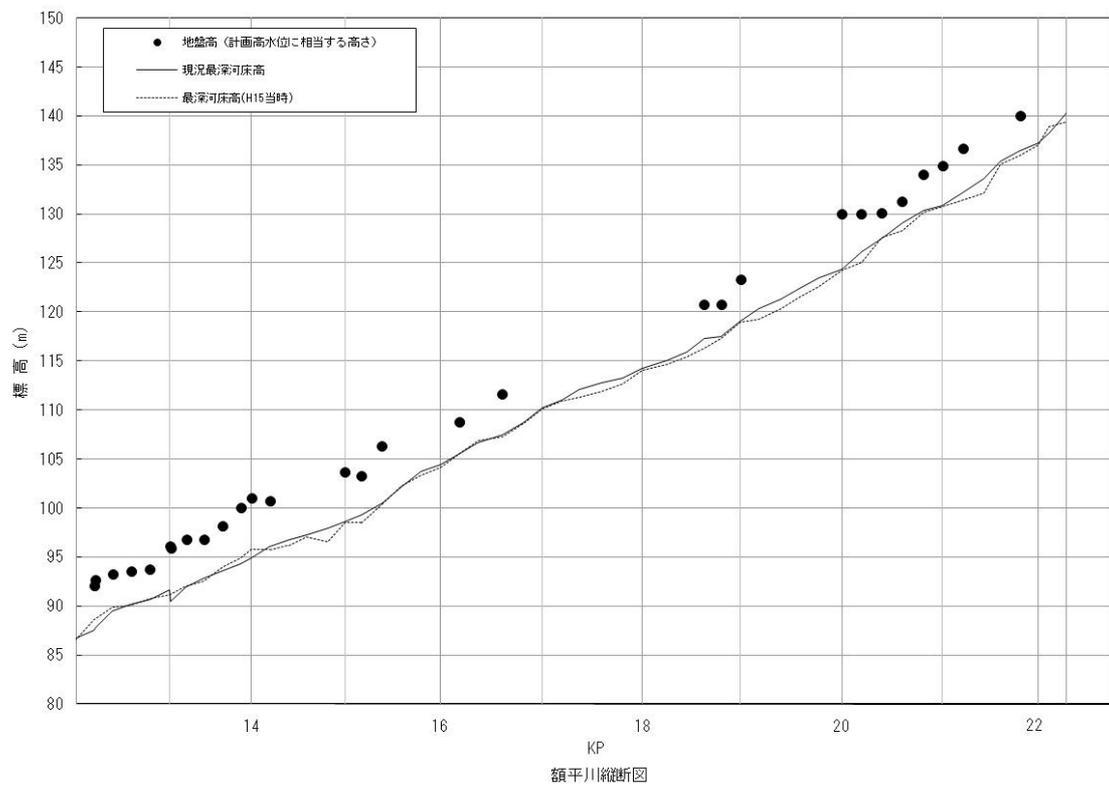
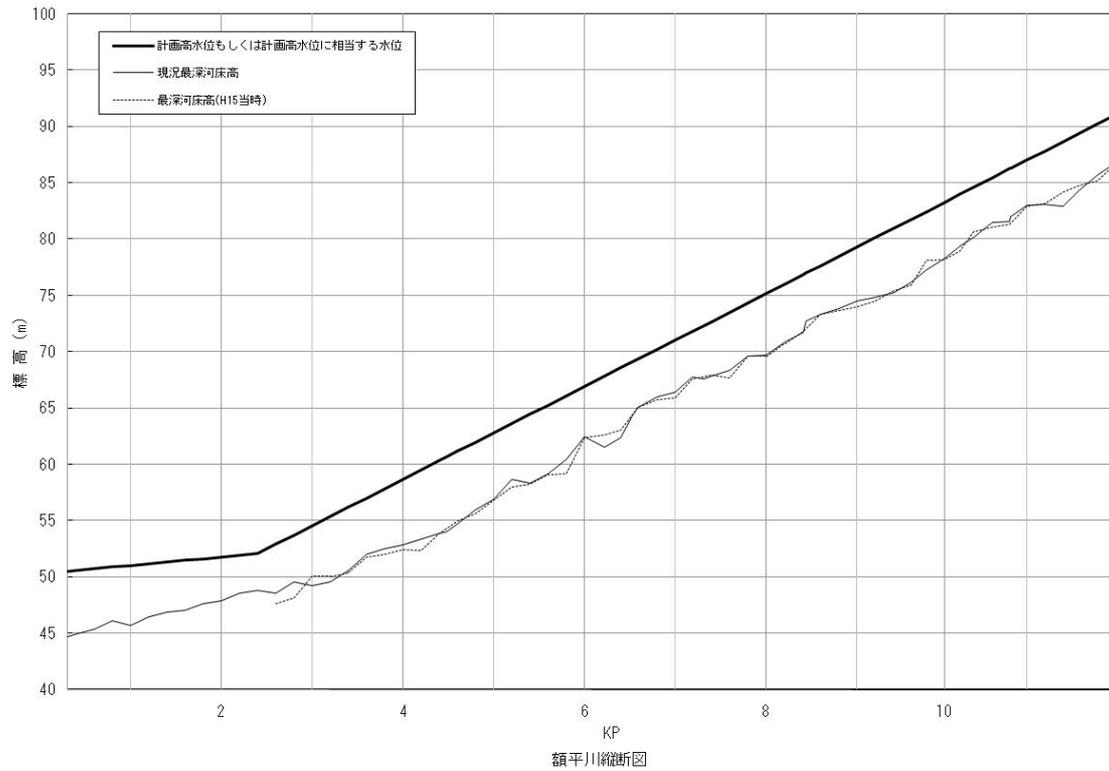
また、北海道の貫気別川の観測所の観測値を以下に示します。

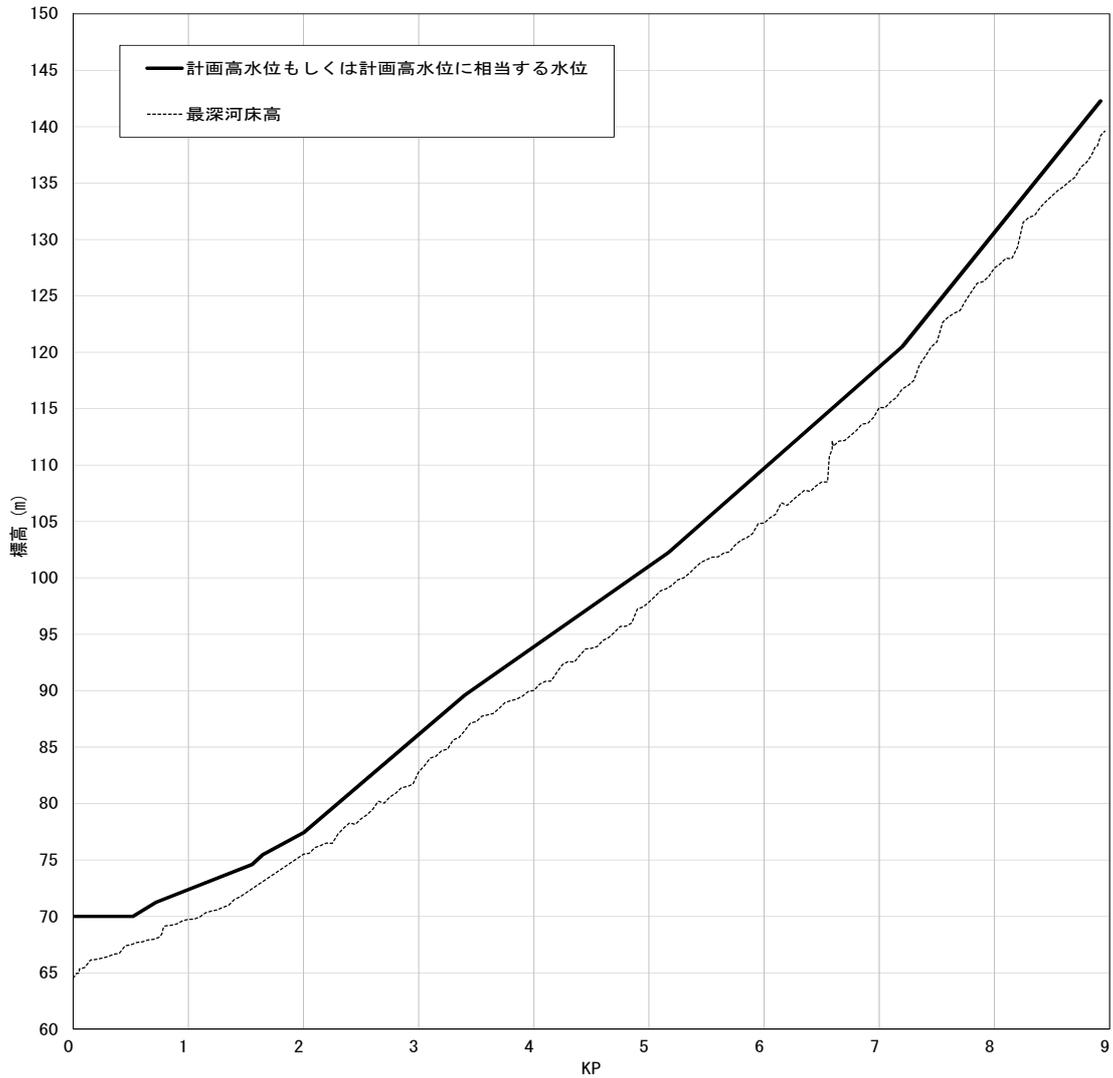
平成15(2003)年8月9日～10日の時刻水位表

観測所名	水系名	河川名
貫気別川	沙流川	貫気別川

単位：m												
2003/8/9	1時	2時	3時	4時	5時	6時	7時	8時	9時	10時	11時	12時
	75.23	75.23	75.24	75.29	75.68	76.05	75.96	75.90	75.89	75.86	75.81	75.78
	13時	14時	15時	16時	17時	18時	19時	20時	21時	22時	23時	24時
	75.75	75.85	76.43	76.82	77.08	77.05	76.92	76.86	76.91	77.39	78.13	78.40
2003/8/10	1時	2時	3時	4時	5時	6時	7時	8時	9時	10時	11時	12時
	78.38	78.13	77.50	77.10	76.90	76.68	76.51	76.46	76.43	76.39	76.37	76.35
	13時	14時	15時	16時	17時	18時	19時	20時	21時	22時	23時	24時
	76.32	76.31	76.29	76.27	76.26	76.26	76.25	76.24	76.23	76.23	76.22	76.21

5) 前回の再質問3で回答した内容に関する質問と理解しますが、関係する縦断面図を以下に示します。





貫気別川縦断面図

6) 前回の再質問3で回答した内容に関する質問と理解しますが、河道掘削案の河道改修(河道掘削等)の内容については、沙流川総合開発事業平取ダムの検証に係る報告書 P4-97 (~98)

(http://www.mr.hkd.mlit.go.jp/mrken_works/chisui/biratoridam_kentou/houkoku/houkokuusyosyo.html) の【河道掘削案】■河道改修 に示しています。